



『平成16年度税制改正の要綱』に関する緊急反対要望書

「土地、建物等の譲渡損失の金額と、土地、建物等の譲渡による所得以外の所得との損益通算及び翌年以降の繰り越しを認めない。」について

私たち全国青年税理士連盟は、全国約3,000名の若手税理士により組織されている団体です。私たちは、真に国民のためによりよい税理士制度の確立を目的に、税理士法のみならず、租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行っています。

平成16年1月16日に閣議決定された「平成16年度税制改正大綱」において盛り込まれた上記改正案は以下の点から納税者に不利益をもたらすものであるため、その改正案に強く反対します。議員各位におかれましてはこの要望の趣旨をお汲み取りいただき、是非、廃案にご尽力していただきたく、ここに陳情いたします。

1 『納税者の担税力』無視の問題

全ての租税は担税力に着目して課税が行われています。その中で所得税は、所得の形態をその担税力の程度等により10種類に分けて課税しています。また、課税所得計算において原則として損益通算を認めることにより、「所得のないところには課税しない」という担税力重視の課税形態を採っています。今回の措置は、この所得税の基本とする応能負担の原則を根本的に変更する改正であり納税者に対する影響が極めて大きいものでありながら、事前の議論や説明が一切行われた形跡がありません。

まさに、納税者を無視した財政面のみを重視した改正案と言えます。

2 『法律改正案の公表時期と適用時期（法律不遡及の原則）』の問題

法律改正案の公表が平成15年12月であり、改正案の成立が平成16年の3月から4月として、納税者への周知が全く行われないうまま、その改正法の施行を平成16年1月1日に遡及して実施するとすれば、これは租税法主義の要請でもある法的予測可能性にも反することになります。このため、議案の審議可決前に土地・建物等を譲渡した納税者にとっては、不利益な規定が遡及適用される結果となります。

3 『法人税との整合性』の問題

平成16年以降、法人が土地を売却して売却損を出した場合は、当然に法人の他の所得との間で通算できます。改正案では個人で土地を譲渡して損失が発生した場合には、損益通算ができなくなります。損失額の繰り越しについても同様です。法人が不動産投資を行う場合と個人が行う場合で、税務上の取り扱いが全く異なるという不合理・不平等が生じることとなります。

4 『土地市場の活性化』の問題

与党税制改正大綱においては、その基本的考え方において「最近の地価、土地取引の動向を踏まえ、土地市場の活性化に資する観点から、」と言う前提を置いて改正案について触れていますが。しかし、この改正は上記の理由から、結果的に土地の流動化を阻害することになり、決して容認できるものではありません。